

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 8 号

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（用途の変更を伴わない大規模の修繕 又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請書）</p> <p>第 1 2 条の 9 政令第 1 3 7 条の 1 2 第 1 1 項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（省令別記第 4 8 号様式）の正本及び副本に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>2 及び 3 （略）</p>	<p>（用途の変更を伴わない大規模の修繕 又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請書）</p> <p>第 1 2 条の 9 政令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（省令別記第 4 8 号様式）の正本及び副本に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>2 及び 3 （略）</p>
<p>（形態の変更を伴わない大規模の修繕 又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請書）</p> <p>第 1 2 条の 1 0 政令第 1 3 7 条の 1 2 第 1 2 項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（省令別記第 4 8 号様式）の正本及び副本に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>（形態の変更を伴わない大規模の修繕 又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請書）</p> <p>第 1 2 条の 1 0 政令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（省令別記第 4 8 号様式）の正本及び副本に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p>

(1)から(4)まで (略)
2及び3 (略)

(1)から(4)まで (略)
2及び3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)